

議案第101号

令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年11月30日提出

笠間市長 山口 伸樹

第 1 表
歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 諸 収 入		31,710	70	31,780
	1. 延滞金, 加算金及び過料	81	70	151
歳 入	合 計	993,392	70	993,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金		954,248	70	954,318
	1. 後期高齢者医療広域連合 納付金	954,248	70	954,318
歳 出	合 計	993,392	70	993,462

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高 齡 者 健 康 診 査 業 務 委 託	令和 4 年度	千円 23,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 諸 収 入	31,710	70	31,780
歳 入 合 計	993,392	70	993,462

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	954,248	70	954,318			70	
歳出合計	993,392	70	993,462			70	

2. 歳入

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 延滞金, 加算金及び過料

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 延滞金	80	70	150	1. 保険料延滞金	70	後期高齢者医療保険料延滞金 70
計	81	70	151			

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	954,248	70	954,318			70		18. 負担金補助 及び交付金	70	後期高齢者医療保険料延滞 金納付金	70
計	954,248	70	954,318			70					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
高 齢 者 健 康 診 査 業 務 委 託	千円 23,300		千円	令和4年度	千円 23,300	千円	千円	千円	千円